23　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

24　検定合格機器の場合は、７の欄（製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄に限る。）、８の欄、12から17の欄まで、18の欄（選択呼出装置を装置するラジオ・ブイの機器の場合に限る。）、19の欄、22及び23の欄を除く該当事項の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は、添付しないこと。

25　第15条の３第４項（第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合は、送受信機のうち、７の欄（適合表示無線設備の番号の欄に限る。）、12から15までの欄、17から19までの欄、22及び23の欄を除く欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。

26　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

27　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

29　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

24　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨記載すること。

25　検定合格機器の場合は、７の欄（製造者名、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄に限る。）、８の欄、11の欄から16の欄まで、17の欄（選択呼出装置を装置するラジオ・ブイの機器に限る。）、18の欄、21及び22の欄を除く該当事項の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は、添付しないこと。

26　第15条の３第４項（第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合は、送受信機のうち、７の欄（技術基準適合証明番号の欄に限る。）、11の欄から14の欄まで、16の欄から18の欄まで、21及び22の欄を除く欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。

27　工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

28　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

29　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

30　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請（届出）を必要する理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。